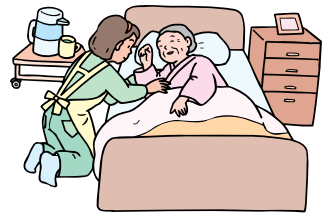


「65歳以上の方」の “介護保険料”が変わります

介護保険制度がスタートして3年が経過し、その間多くの方に介護サービスが提供され、家族の負担が軽減されてきました。今後も高齢化が進み、介護が必要な方が増えることが予想されるに伴い、介護サービスの利用量の増加が見込まれています。

介護保険制度の健全な運営のため、3年ごとに事業計画の見直しが行われ、4月からは、65歳以上の方を対象に介護保険料が変わります。

安心した老後が送れ、介護を必要としている方に充実したサービスを提供するためにも、ご理解とご協力をお願いします。



65歳以上の方の保険料は、当別町の介護サービスにかかる総費用額の18%分に応じて基準額が決まります。

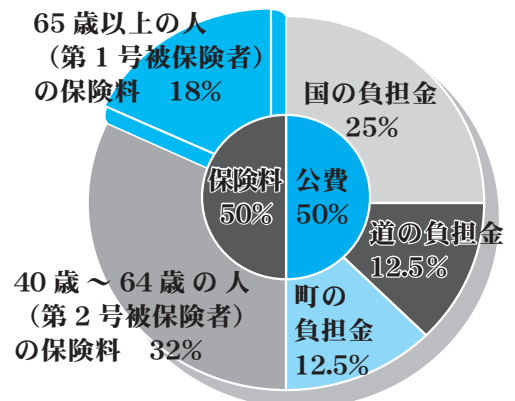
$$\text{当別町で必要とする介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の保険料負担分(18\%)} \div \text{当別町における65歳以上の人数} = \text{65歳以上の方の保険料基準額}$$

● 1人あたりの保険料は、所得に応じて次の段階に決まります ● 介護保険料の財源内訳 (%)

(平成15年度～17年度)

段階	対象者	保険料額 (年額)
第1段階	1) 生活保護受給者	22,500円 (基準額×0.5)
	2) 老齢年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方	
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方	33,700円 (基準額×0.75)
第3段階	本人が町民税非課税の方(世帯内に町民税課税者がいる)	45,000円 (基準額)
第4段階	本人が町民税非課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	56,200円 (基準額×1.25)
第5段階	本人が町民税非課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	67,500円 (基準額×1.5)

※基準額=月額3,750円



平成15年度の介護保険料の納付について

介護保険料は、平成15年度の町民税の課税状況が確定した後に決定するため7月に、平成15年度の正式な所得段階と今回見直した年間保険料額を通知します。

なお、平成15年度の介護保険料の納め方については、次の通りです。

▼特別徴収(年金天引き)の方

特別徴収の方は、保険料は2カ月ごとに年金から天引きとなっています。

平成15年度の介護保険料額が決定するまでの4月・6月・8月は、暫定的に「仮徴収」を行い、前年度の2月分と同じ金額を納付していただきます。

その後、平成15年度の介護保険料が決定しましたら、4月・6月・8月で納付した保険料を差し引いた残額を、10月・12月・2月の3回に分けて納付していただきます。これを介護保険料の「本徴収」といいます。

今回見直した介護保険料の年間差額分も、10月・12月・2月に振り分けられます。

平成15年度介護保険料(特別徴収)

仮徴収期間			本徴収期間		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
平成14年度2月分と同額の保険料			平成15年度分の保険料－仮徴収済(4月・6月・8月)保険料÷3		

▼普通徴収(納付書または口座振替による納付)の方

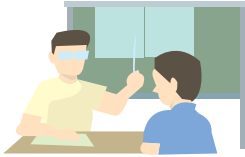
普通徴収の方は、保険料の納期は7月から3月までの9期となっています。7月にお知らせする平成15年度の所得段階と、今回見直した年間保険料額の通知とともに納付書を送付します。(口座振替の方は、通知書のみ送付されます。)

▼詳細 福祉課介護サービス係(「ゆとろ」内・☎3-3029)

「内科系救急当番医」の 診療時間が変わります

4月1日より、診療時間の一部が変更になりました。体の調子が優れない時は無理をせず、お早めに診察を受けてください。

▼詳細 福祉課保健サービス係（「ゆとろ」内・☎ 3-2346）



	変更前	変更後
平日	午後7時～翌朝7時	午後7時～午後9時
土曜日	午後2時～午後5時、 午後7時～翌朝7時	午後2時～午後5時 夜間診療無し
日曜・祝日	午前9時～正午 午後2時～午後5時 午後7時～翌朝7時	午前9時～正午 午後2時～午後5時 夜間診療無し

※なお、今月の救急当番医については23ページに掲載。

「重度心身障害者・母子家庭等・乳幼児医療費」の 初診時一部負担金が自己負担になります

町では、重度心身障害者・母子家庭等・乳幼児医療費の助成を行っていますが、医療費受給者証をお持ちの方は、4月1日より、初めての病院を受診した際などにかかる初診時一部負担金が自己負担となります。

なお、平成15年3月31日以前の初診時一部負担金の領収書をお持ちの方は、払い戻しを行いますので、

領収書・通帳・印鑑を持参ください。

▼医療費助成の対象者 表1の通り

▼初診時一部負担金 表2の通り

▼問合せ・詳細 重度心身障害者医療費、母子家庭等医療費は、福祉課福祉係（「ゆとろ」内・☎ 3-3019）、乳幼児医療費は同課子育て担当（「ゆとろ」内・☎ 3-3024）へ。

表2 初診時の一部負担金額

	初診時の一部負担金額
医科受診の場合	580円
歯科受診の場合	510円
柔道整復師等の施術を受ける場合	270円

表1 医療費助成の対象者

対象	対象者の内容	手続きに必要なもの
重度心身障害者	①身体障害者1・2級と3級の心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸または、免疫不全ウイルスにより免疫機能障害のある方。 ②療育手帳「A」判定の方。 ③精神科医から「重度知的障害者」と診断された方。	・健康保険証と印鑑 ・身体障害者手帳または療育手帳 ※平成14年1月1日に当別町に住民登録のない方は、所得証明書が必要。
母子家庭等	①父親がいない（行方不明等を含む）、または父親が重度心身障害者等の家庭等の母と児童。 ②両親のいない母親。 ※入院と通院している20歳未満の児童と入院している母親が対象となります。（ただし18歳以上は在学証明書等が必要）	・健康保険証と印鑑 ・児童扶養手当証書または戸籍謄本 ※平成14年1月1日に当別町に住民登録のない方は、所得証明書が必要。
乳幼児	①入院については、0～6歳未満。 ②入院外（歯科を含む）については、0～4歳未満。	・子供の名前が記入された健康保険証と印鑑 ※平成14年1月1日に当別町に住民登録のない方は、所得証明書が必要。

- 「重度心身障害者医療費受給」「母子家庭等医療費受給」ともに所得による制限があります。（母子家庭等医療費受給については、平成14年10月より前夫からの「養育費」も所得金額に加算されます。）
- 「乳幼児医療費助成」は、平成13年4月1日以降に生まれた乳幼児について所得による制限があります。
- すでに医療費の助成を受けている方で次の場合には、必ず届け出が必要です。
 - ①健康保険証が変更になったとき ②他の市町村に転出する時 ③転居されたとき